

国民健康保険からのお知らせ

ジェネリック医薬品（後発医薬品）の 差額通知が発送されます。

平成27年度から、国民健康保険、後期高齢者医療保険では、被保険者の方に処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合、薬の自己負担額がどのくらい軽減できるかを試算し差額通知を送付します。

〈差額通知発送時期〉

国民健康保険（年2回）

- ①平成27年8月（5月診療分）
- ②平成27年2月（11月診療分）

後期高齢者医療保険（年1回）

- ③平成27年9月（7月診療分）

〈差額通知の注意点〉

通知対象者のジェネリック医薬品と先発医薬品の月額差額合計金額は、国民健康保険では500円以上とし、後期高齢者医療保険では300円以上となる被保険者を対象とします。

なお、差額に関しては、ジェネリック医薬品の中で一番高い価格の医薬品を基準としています。

☎ 町民課 ☎ 内線245・247

国民健康保険 高齢受給者証の更新

国民健康保険加入中の70歳以上の方に交付される「高齢受給者証」は、毎年8月に新しい受給者証に更新されます。

前年の所得に応じて負担割合を判定し、7月中に新しい受給者証を送付しておりますので、記載内容をご確認ください。

なお、更新前の古い受給者証は、8月1日以降に役場または国府支所へご返却いただくか、個人情報にご注意の上、ご自身で破棄をお願いします。



☎ 町民課

☎ 内線274・275

健診はお済みですか？ 特定健康診査・後期高齢者健康診査を実施しています

国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方には、血液検査・尿検査などを含めた特定健康診査のご案内をしています。集団健診につきましてはまだ予約できる日がありますので、健診をご希望される方はお申し込みください。

また、75歳以上の後期高齢者医療制度被保険者の方には、後期高齢者健診のご案内をしていますが、健診は9月末日で終了となりますので、受診希望の方は今一度通知をご確認ください。

☎ 町民課 ☎ 内線274

ストレスチェック制度が創設されました

事業者並びに産業保健スタッフの皆様へ

平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、ストレスチェックと面接指導の実施等（①～③）を事業者へ義務付ける制度が創設されました。（施行日…平成27年12月1日）

①常時使用する労働者に対して、年1回、医師、保健師等による心理的な負担の度合いを把握するための検査（ストレスチェック）の実施（労働者50人未満の事業場は当分の間努力義務）

②高ストレスと評価された労働者から申出があったときの、医師による面接指導

面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じた就業上の措置

③詳しくは、神奈川労働局健康課・各労働基準監督署までお尋ねください。

☎ 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」
<http://kokoro.mhlw.go.jp/etc/kaiseianehou.html>

神奈川労働局健康課

☎ 045-1211-7353

平塚労働基準監督署

☎ (43) 8616

産業観光課 ☎ 内線248